

郡山市議会基本条例（素案）に係る意見公募に関する手続（パブリックコメント手続）の実施結果について

●実施期間

平成27年4月15日（水）～平成27年4月30日（木）

●意見提出状況

提出方法	提出者数	意見数
ファクシミリ	1名	1件
合計	1名	1件

●お寄せいただいた御意見と議会活性化特別委員会の考え方

受付番号	御意見	議会活性化特別委員会の考え方
1	議会と市民の懇談会を設けてほしい。	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>議会活性化特別委員会における議会基本条例の原案作成の中で、また、協議項目「議会・議員と市民の協働」「議会・議員活動の市民への報告」で、市民との懇談会に関連する協議を行いました。</p> <p>「市民や学識経験者などに参加していただき、市民と連携しながら具体的な政策立案ができるような仕組みづくりが必要」などの提案を受け、協議の結果、条例第14条において、市民意見の聴取方法、議会活動の情報発信については、多様な手段を活用することにより、市民からの情報収集、情報提供を行い、広報及び広聴の充実に努めるものとするしました。</p> <p>広報及び広聴のあり方をはじめ、議会活動を検証し、市民に開かれた議会、議会の見える化を図ってまいります。</p>